

ミャンマー： 知的所有権法の最新情報(2023 年 10 月) 著作権法、工業意匠法と商標法

2019 年著作権法(「著作権法」)が 2023 年 10 月 31 日に施行の運びとなった。著作権法の施行日は、2023 年 10 月 18 日に国家行政管理委員会委員長が発布した通知 218/2023 により定められた。著作権法の施行を受け、商務部は 2023 年 10 月 24 日に著作権登録規則(通知 70/2023)を公布し、電子申請システムによる自主的な著作権登録の手続きを定めた。

知的財産権法の施行に携わる政府関係者との意見交換によると、関税執行手続きなどの施行規則の公布は、著作権法の施行後、数カ月以内に行われるとのことである。著作権法の詳細については、2023 年 9 月発行の**ニュースレター**を参照されたい。

知的財産権に関わる 4 法、つまり商標法、著作権法、工業意匠法、及び特許法はそれぞれ 2019 年に可決成立している。しかしながら、現時点では、商標法のみが施行されている。

2023 年 10 月 25 日に MIPD は商標権者は、2023 年 10 月 26 日より商標法第(10)章に基づき、新たな商標出願の優先権が主張可能となると発表した。

商標法第(10)章に基づく優先権は、出願人が最初の出願／展示から 6 ヶ月以内に、パリ条約または WTO の加盟国において商標登録出願または商標の展示を行ったことを事由として主張できる。

加えて、工業意匠法が 2023 年 10 月 31 日に施行となる。同法の施行日は、国家行政管理委員会委員長が 2023 年 10 月 18 日に発布した通達 217/2023 によって定められた。商務部は 2019 年工業意匠法を補足する工業意匠規則を 9 月に公布している。

工業意匠法の実施のため、2023 年 10 月 5 日、MIPD は工業意匠登録に関する第 1 回研修の受講者を募集した。

工業意匠法へのリンク([Industrial Design Law](#))

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ

井上洋子 (Yoko Inoue)
yoko.inoue@bakermckenzie.com

私どもはミャンマーの知的所有権に関する動向を今後も注意深くモニターして参ります。ご質問やご不明な点等ございましたら、何なりとご連絡ください。